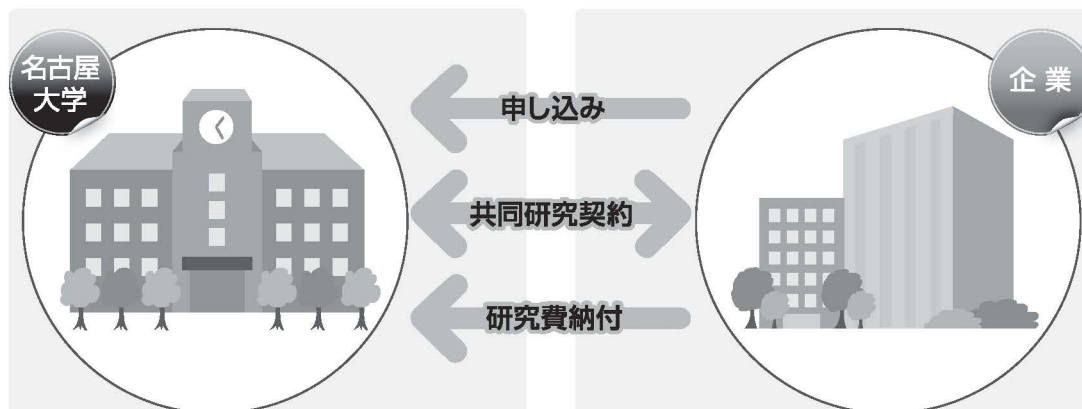


1 共同研究制度

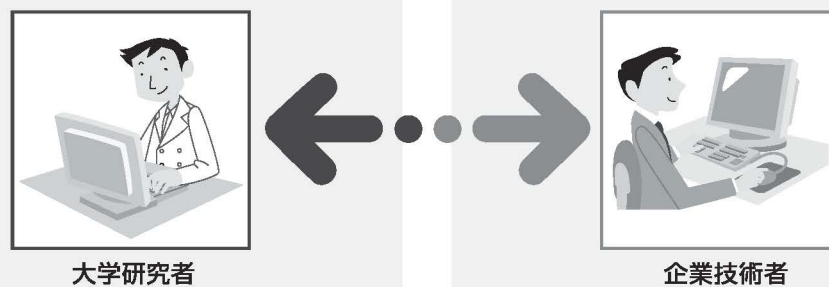
企業等の技術者と本学の研究者が共通の課題について対等の立場で共同して研究を行う制度です。企業等の技術者を受け入れ、本学を研究の場とする一般型と、企業と大学が研究内容を分担してそれぞれの場所で行う分担型があります。



一般型／大学に技術者を派遣



分担型／分担して研究



- 経費負担方法** 全額企業負担 直接経費に10%の間接経費を付加させていただきます。
- 研究期間** 複数年度の契約可能
- 特許の取扱い** 発明者の所属する機関が特許を有します。
 ・企業が独占的実施権を希望される場合、出願費用等の金額負担をお願い致します。
 ・企業と大学が共同で保有する特許について、企業が通常実施権を希望する場合、特許の権利の持分に応じて大学も出願費用等を負担します。

★詳細及び申請書データはこちら→ <http://www.engg.nagoya-u.ac.jp/company/com01.html>



■申請書担当窓口（社会連携室）

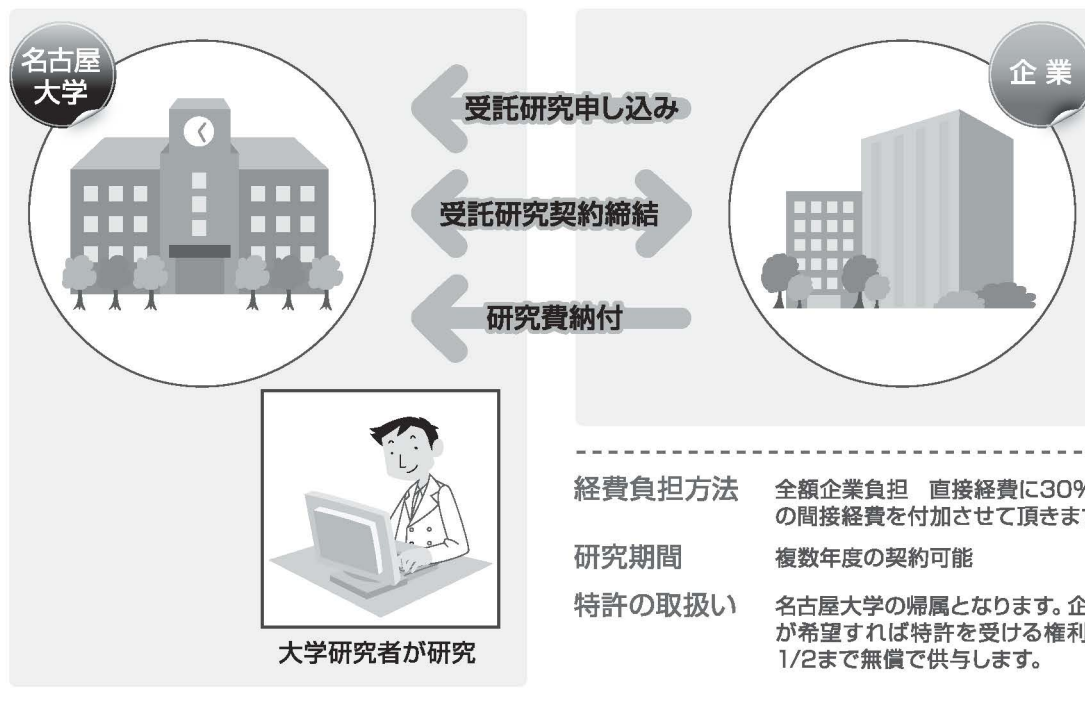
TEL 052-789-3084 FAX 052-789-3103
 E-mail : kkyoudo_u@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

■契約書・執行担当窓口（社会連携室）

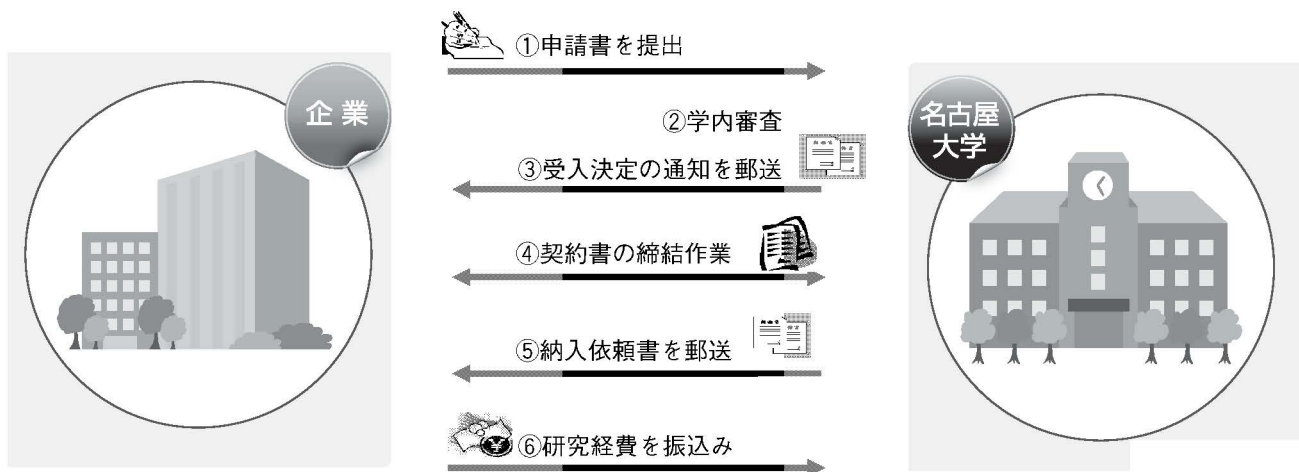
TEL 052-789-3413 FAX 052-789-3103
 E-mail : kkyoudo_k@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

2 受託研究制度

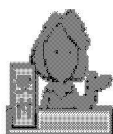
企業等からの委託を受けて本学の研究者が研究を実施し、その成果を委託者に報告する制度です。技術者の派遣は必要ありません。



手続きは？



★詳細及び申請書データはこちら→ <http://www.engg.nagoya-u.ac.jp/company/com02.html>

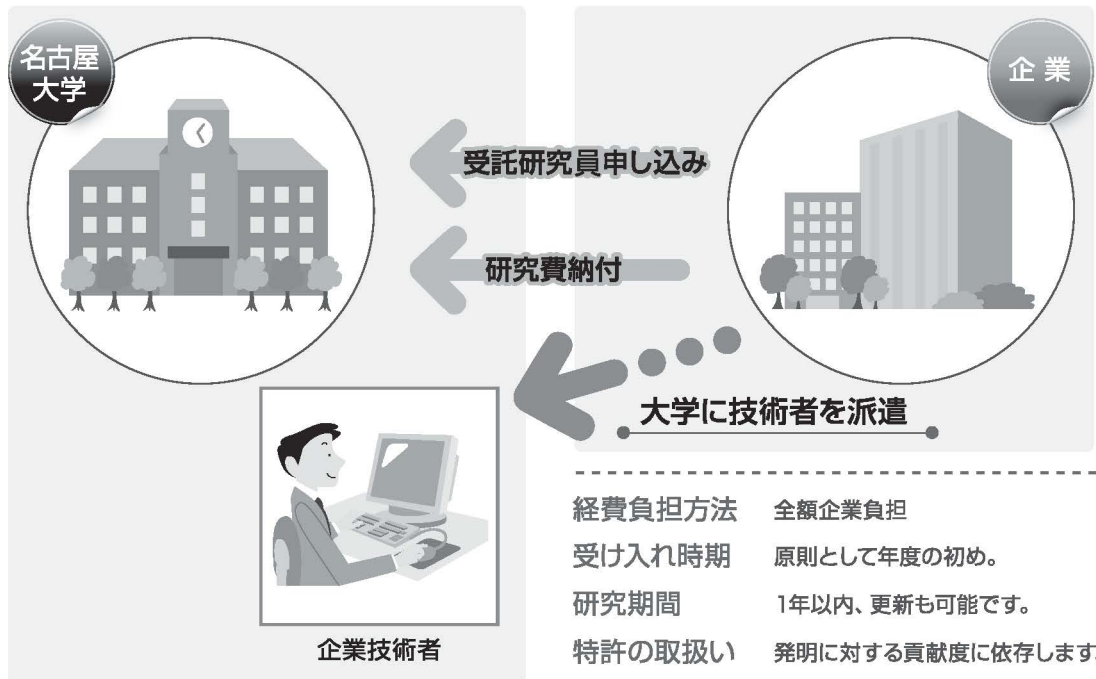


■担当窓口（社会連携室）

TEL 052-789-3424 FAX 052-789-3103、 E-mail : kzyutaku@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

3 受託研究員制度

企業等から技術者を受け入れ、大学院レベルの研究の機会を提供し、その能力の向上を図る制度です。



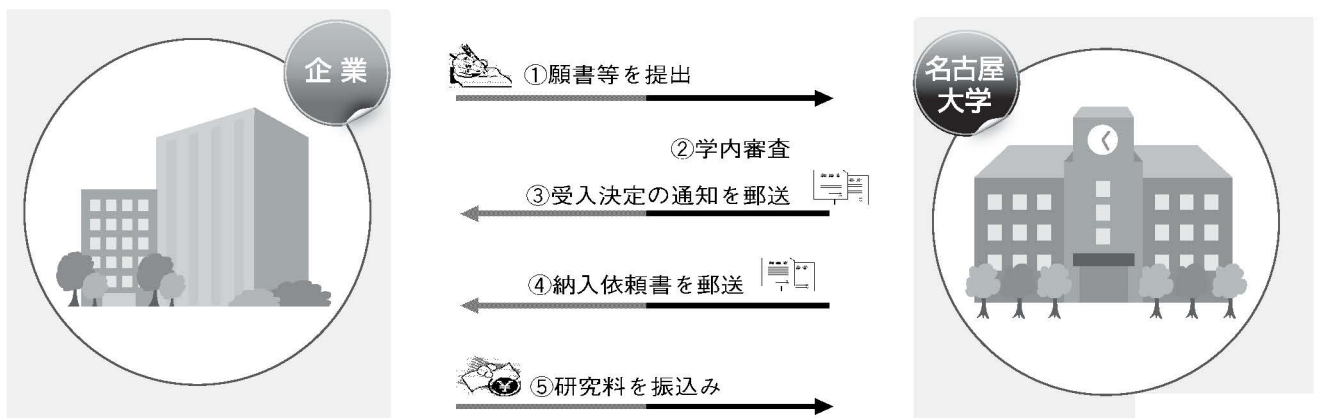
▲ 本学に納入していただく経費は？

会計年度内（4/1～翌年 3/31）で、6 か月以内の場合は研究料 270,600 円、6 か月を超えて 1 年以内の場合は研究料 541,200 円となります。

▲ 特許の取扱いは？

発明に対する貢献度に依存します。

▲ 手続きは？



★詳細及び申請書データはこちら → <http://www.cngg.nagoya-u.ac.jp/company/com06.html>

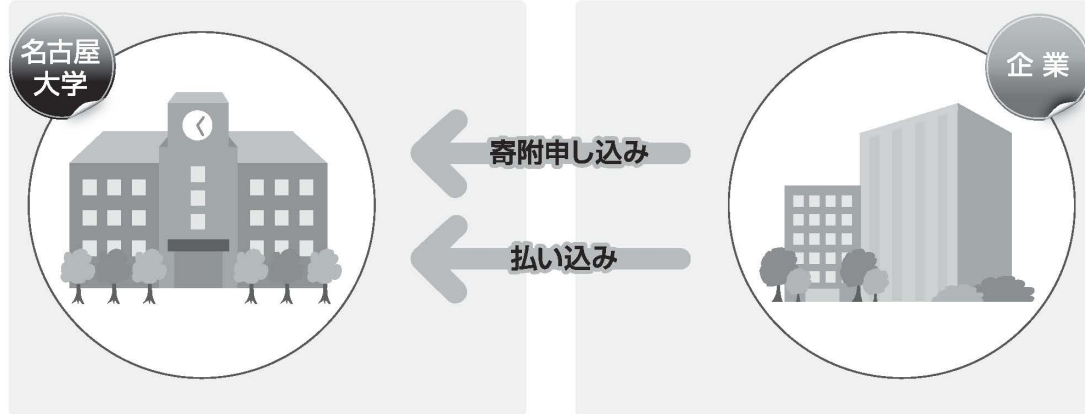


■担当窓口（社会連携室）

TEL 052-789-3084、FAX 052-789-3103、E-mail: kkyoudo_u@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

4 寄附金制度

企業や篤志家などから学術研究や教育の充実などを目的とする経費として受け入れる寄附金の制度です。寄附者は研究目的や研究者を指定することができます。



受け入れ時期 随時

※寄附講座 「寄附講座」、「寄附研究部門」及び「寄附授業」を開設することができます。特任教授、特任准教授等が置かれ教育・研究に従事できます。その給与・研究費は寄附金によってまかなわれます。

●開設のポイント 開設期間は2-5年、更新可能。寄附金は一括・分割可能。寄附者の名称付与が可能。

受入れ制限は？

次に掲げる条件が付されている場合は、受け入れることができません。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者の意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受け入れることによって財政負担を伴うもの。
- (6) その他、総長が特に本学の業務遂行上支障があると認める条件。

付すことができる条件は？

次のような条件を寄附金に付すことができます。

- (1) 学術研究を指定すること。
- (2) 寄附金によって、研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (3) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- (4) 寄附目的が完了したときは、使用残額は返却すること。
- (5) 貸与又は給付する学生又は生徒の範囲を定めること。

税の優遇措置は？

名古屋大学から発行される領収書により、国立大学法人に対する寄附金として、法人の場合は全額を損金に算入でき、個人の場合は5千円を超える部分について、総所得額の40%まで所得控除ができます。詳しくは税務署等にお尋ねください。

★詳細及び申込書データはこちら→ <http://www.engg.nagoya-u.ac.jp/company/com04.html>

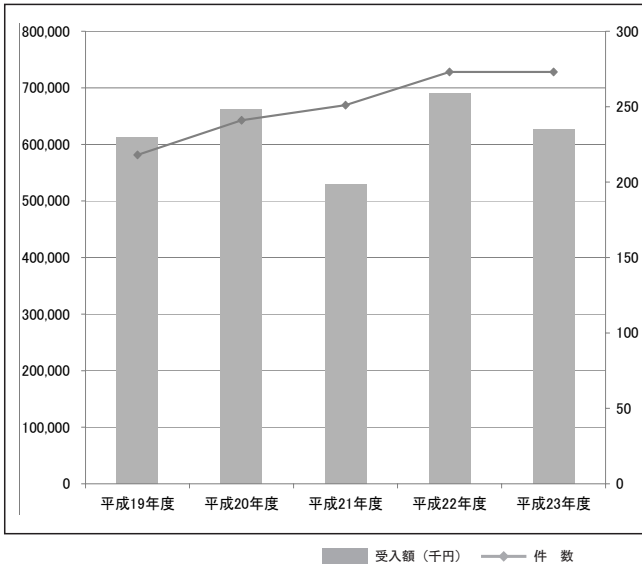


■担当窓口（社会連携室）

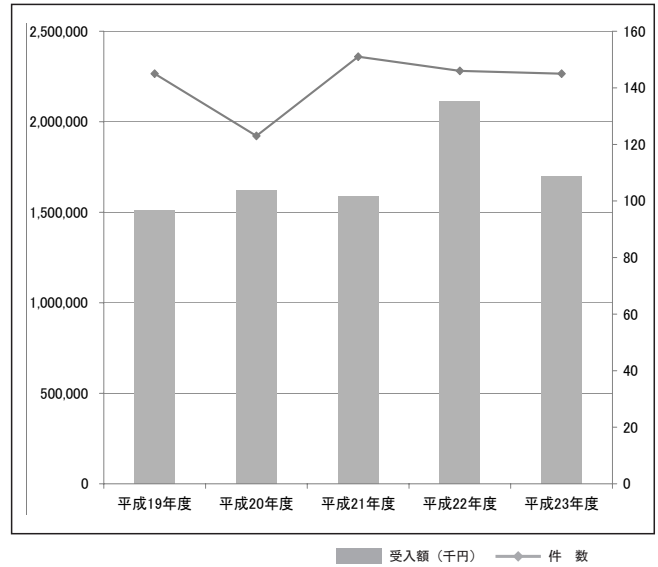
TEL 052-789-3407、 FAX 052-789-3103、 E-mail : kou-san@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

5 受入れ状況の推移

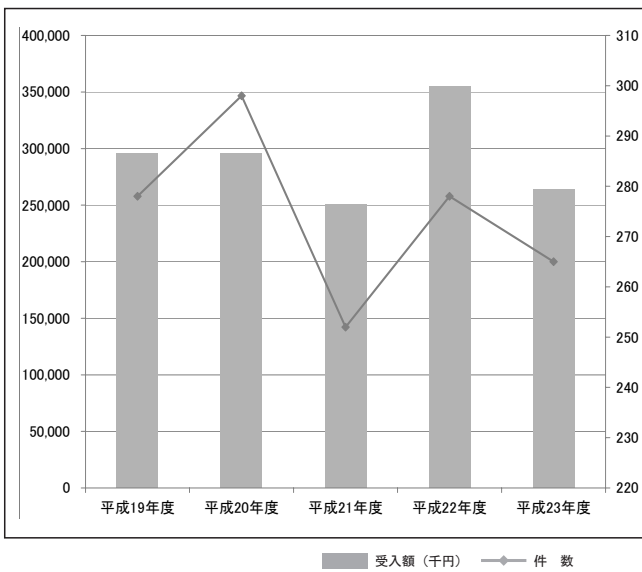
民間等との共同研究



受託研究費



寄附金



受託研究員数

